試案(平成24年8月22日提出)

○ 医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断 ○ 力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為(診療 の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」という。)に関する規定について、保健 師助産師看護師法に位置付ける。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

- ※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護 師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。
- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
 - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた。 研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受けて実施する場合
 - 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制 の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合

- らない。
- ※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

修正案

医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び 判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為(以下「特 定行為」という。)について、保助看法において明確化する。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

- ※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看 護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。
- 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下のよう な研修を受けることを制度化する。
 - 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール(プロトコールの対象となる患者) 及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師 への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの)に基づき、 特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、 厚生労働省で定める基準に適合する研修(以下「指定研修」という。)の受講を義 務づける。
 - 指定研修の受講が義務づけられない看護師についても、医療安全の観点から保 助看法上の資質の向上に係る努力義務の内容に、特定行為の実施に係る研修を追 加する。
 - ※ 既存の看護師であっても、プロトコールに基づき特定行為を行おうとする場合は指定研修を受けなけ ればならなくなることから、制度施行後、一定期間内に研修を受けなければならないこととするとい った経過措置の要否について検討する必要がある。
 - ※ 特定行為が追加された場合であって、かつ、当該内容が研修の教育内容も変更する必要がある場合に あっては、当該内容に係る追加の研修義務が生じる。
- 〇 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければな「〇 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければ ならない。
 - ※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

試案 (平成 24 年 8 月 22 日提出)	修正案
○ 特定行為に応じた研修の枠組み(教育内容、単位等)については、指定研修機関の	〇 特定行為に応じた研修の枠組み(教育内容、単位等)については、指定研
指定基準として省令等で定める。	の指定基準として省令等で定める。

- ※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。
- 修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。
- ※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看護師籍への登 録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

- **开修機関**
- ※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。
- 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、当該研「○ 厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了 した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。
 - ※ 指定研修機関における研修を修了したことの看護師籍への登録は、あくまで研修を修了したことを確認 するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。